

令和 6 年 8 月 1 日

令和 6 年度上越市新たな住民税非課税世帯等に対する生活支援給付金
FAQ（よくある質問）

【支給日等について】

Q1 いつ振り込まれるか。

A1 初回振込みは、**令和 6 年 8 月 27 日（火）**を予定しています（初回振込みの対象となる世帯の目安は、令和 6 年 8 月 14 日（水）頃までに市に確認書等を提出いただいた方となります）。

2 回目の支給は、令和 6 年 9 月 3 日（火）を予定しており、以降は毎週火曜日に振込みを行います。書類の到着順に処理し、内容に不足等がなければ、受領後 2～3 週間後のお振込みとなります。

Q2 通帳にはどのように表示されるか。

A2 通帳には、次のとおり表示されます。

非課税世帯 : 「シ セイカツシエンキン（ヒカゼイ）」

均等割のみ課税世帯 : 「シ セイカツシエンキン（キントウワリ）」

こども加算 : 「ジヨウエツシ コドモカサン（ロクネンド）」

【対象要件等について】

Q3 給付対象となるか。

A3

① 今回の給付対象は、令和 6 年度新たに住民税非課税となる世帯、または新たに住民税均等割のみとなる世帯で、令和 5 年度において、住民税非課税または均等割のみ課税世帯として既に給付金の支給対象となった世帯、または対象世帯の世帯主を含む世帯（未申請の世帯や受給辞退した世帯も含む）は対象となりません。

② 世帯全員が課税者の扶養となっている場合は対象となりません。

（※）扶養 … 扶養という用語には税法上の扶養控除対象となる扶養や健康保険の扶養、給与の手当の対象となる扶養などあるが、給付要件としての扶養は、「税法上の扶養」を指します。

例）別居している親（課税者）に扶養されている学生の一人暮らしや、子（課税者）に扶養されている高齢者夫婦の世帯などがあげられます。また、別住所にて単身赴任している夫（課税者）に扶養されている妻と子のみの世帯も該当いたします。

③ 租税条約による住民税の免除を受けている者を含む世帯も対象となりません。

Q4 今年4月に上越市へ転入したが対象になるか。

A4 基準日は令和6年6月3日とし上越市では住民情報はありますが、住民税情報がないため、別途申請が必要ですのでお問い合わせください。また、世帯の中に令和6年1月1日時点で上越市とは異なる市区町村にお住まいであった方がいらっしゃる場合も同様です。

Q5 DV等により配偶者と別居しているが対象となるか。

A5 住民票を現居所に移すことのできない場合や、DV加害者等の扶養に入っている場合でも、令和6年6月3日時点で上越市内に避難中で、かつその他の支給要件に該当する場合は、支給対象となる場合がありますのでお問い合わせください。

Q6 外国人は給付対象となるか。

A6 令和6年6月3日に住民基本台帳に記録されている外国人で、給付要件を満たす場合は給付対象者となります。但し、租税条約に基づく課税免除の適用を受けている方を含む世帯については、本給付金の対象とはなりません。

Q7 昨年度対象となった世帯は、今回対象にならないのはなぜか。

A7 昨年度の住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯も、今回の「新たに住民税非課税世帯、均等割のみ課税世帯」も、国の令和5年度補正予算・予備費による「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を活用した国の低所得者支援一体の制度であり、同一の対象世帯への給付は認められていないためです。

Q8 修正申告等により、住民税が所得割課税から非課税世帯となった場合はどうすればよいのか？

A8 基準日（令和6年6月3日）以降の修正申告等により、令和6年度の住民税が非課税又は均等割のみ課税になった場合、親族等からの扶養状況にもよりますが、新たに対象世帯となる可能性があります。こうした世帯の方につきましては、別途申請書の提出が必要となりますので、詳しくは生活援護課（生活支援給付金担当）までご連絡ください。

なお、反対に、修正申告等によって住民税所得割が課税されることになった世帯で、すでに給付金を受け取られている場合は、支給した給付金を返還していただくこととなりますのでご注意ください。

Q9 基準日（令和6年6月3日）において給付対象者であった世帯主が死亡した場合、どのような取り扱いとなるか。

A9 基準日以降に世帯主が亡くなられた場合、以下のとおりの取扱いとなります。

給付対象者となっている世帯主が、基準日以降に、

(1) 確認書の返送・申請を行う前に亡くなられた場合

- ①当該世帯主以外の世帯員がいる場合はその世帯員のうちから新たに世帯主となった方が申請し、給付を受けることとなります。
- ②単身世帯の場合、世帯自体がなくなってしまうため給付されません。
- (2) 確認書の返送・申請を行った後に亡くなられた場合
当該世帯主に給付が行われ、他の相続財産とともに、相続の対象となります。

【こども加算について】

Q10 こどもが9月に生まれる予定であるが、こども加算の対象となるか。

A10 こども加算については、基準日（令和6年6月3日）以降、申請期限の令和6年10月31日までに生まれた新生児も対象となります。

新生児以外にも対象児童があり、こども加算分の「支給要件等確認書」がお手元に届いた方は、新生児の出生時点でまだ「支給要件等確認書」を未提出であれば、新生児の氏名等を確認書に加筆して提出ください。

新生児出生時点ですでに支給要件等確認書を市に提出済みの方または新生児以外に対象となる児童が1人もいない世帯の方は別途申請が必要ですのでお問い合わせ下さい。

Q11 児童養護施設などに入所している児童は対象となるか。

A11 児童養護施設、乳児院、障害児入所施設、児童心理治療施設などへ入所している児童については、住民票上は同一世帯であっても、対象とはなりません。

Q12 基準日において、海外に留学している等、海外に居住している児童はこども加算の対象となるか。

A12 基準日時点において、住民基本台帳に記載のない海外在住の児童については、こども加算の対象とはなりません。

Q13 こども加算について、世帯主は児童からみて祖父であるが、児童の父が受け取ることができないか。

A13 こども加算は、基本となる給付（非課税世帯給付、均等割のみ課税世帯給付）に上乗せするものであり、原則は当該児童の属する世帯の世帯主への支給となります。よって、基本となる給付の10万円と同じ口座に振り込みをさせていただきます。

【扶養要件について】

Q14 世帯全員が、住民税課税者から扶養を受けている世帯は対象外とあるが、世帯の中に扶養を受けていない者が1人でも含まれていれば支給対象となるのか。

A14 お見込みのとおりです。

Q15 自分は親族の扶養になっている覚えはない。誰の扶養になっているのか。

A15 基本的には扶養をする側（世帯主など）の申告に基づき扶養控除を認定しているので、市が勝手に扶養親族とすることはありません。住民票上は別となっても、扶養されている場合もありますので、ご親族にご確認ください。

Q16 扶養から外してもらいたいがどうすれば良いか。

A16 扶養者が申告をする必要があります。所得税が課税されている場合は税務署で確定申告もしくは修正申告をしてください。その他の場合は市で申告を受け付けられる場合がありますので、税務課へお問い合わせください。なお、扶養控除が外れると申告者の所得税と市県民税が高くなる場合がありますのでご注意ください。

参 考

<非課税世帯とは>

個人市民税・県民税（以下、住民税）は均等割と所得割があり、どちらも課税されていないものを非課税という。非課税世帯とは、世帯全員がこの非課税の世帯をいう。

<均等割のみ課税世帯>

所得割が課税されておらず、均等割のみ又は非課税の人で構成された世帯をいう。

<非課税、均等割のみ課税の所得要件>

住民税や所得割が非課税となる所得の範囲は、本人の状況と扶養人数により異なる。本人が障害者、ひとり親・寡婦、未成年者の場合 …合計所得 135 万円以下は非課税

●扶養人数ごとの非課税又は均等割のみ課税の範囲

扶養人数	住民税が非課税となる所得 【合計所得額】	所得割が非課税（均等割のみ課税）となる所得 【総所得額】
0 人	380,000 円以下	450,000 円以下
1 人	828,000 円以下	1,120,000 円以下
2 人	1,108,000 円以下	1,470,000 円以下
3 人	1,388,000 円以下	1,820,000 円以下
4 人	1,668,000 円以下	2,170,000 円以下
5 人	1,948,000 円以下	2,520,000 円以下
計算式	280,000 円×（扶養親族+1）＋ 100,000 円+168,000 円	350,000 円×（扶養親族+1）＋ 100,000 円+320,000 円

※表の右欄の所得額を超えていても、総所得額より所得控除額の方が大きいと、所得割が課税されず、均等割のみ課税となる。

<収入と所得の違い>

自営業や農業は収入から経費を引いたものが所得となる。

給与収入は収入金額から給与所得控除額を引いた額が所得となる。

例) 162 万円までは 55 万円控除→ 給与所得 107 万円

年金収入は収入金額から公的年金等控除額を引いた額が所得となる。

例) 65 歳未満は 130 万円までは 60 万円控除→ 年金所得 70 万円

65 歳以上は 330 万円までは 110 万円控除→ 年金所得 220 万円

<未申告者とは>

課税するための資料（給報、確定申告、市民税申告等）がない人

給与収入や老齢年金収入がある人は、申告をしなくても支払者から税務課に報告があることから、未申告とはならない。

障害年金や失業保険など税法上の所得とならない所得しかない場合は、その旨を申告しなければ未申告となる。

所得が全くない場合で誰の扶養親族にもなっていない場合は、市民税県民税申告が必要となり、申告がない場合は未申告となる。

市外に住む者の扶養親族となっている場合も、申告がなければ未申告となる。

<住民税賦課の基準日>

令和6年1月1日

この日に上越市に住民登録がない場合は、上越市では課税状況が把握できない場合がある。